

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)に係る

藤美苑職員の行動指針

令和2年5月1日

令和2年12月7日 追加

社会福祉法人葆光会

1 はじめに

2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において集団感染が発症して以降、日本国内はもとより世界中に拡大している「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」は今なおその勢いは留まるところを知りません。

県内外において、高齢者施設・事業所等でも感染の確認がされ死者がでている現在、万が一にも入所施設の中で集団感染(クラスター)が発生した場合には、もはや打つ手はないとさえ思います。そして、これは決してどこかの町の出来事でも、対岸の火事でもなく、まさに私たちの足下まで忍びよっていると考えて間違いありません。

わが国では、法的な根拠が無いことから、国や自治体において、市民の行動を制限するには至っておりませんが、私たち福祉施設においては、ご利用いただいているお年寄りの暮らしや大切な命を守っていく責任があります。そして併せて、働く職員の皆様と、そのご家族様の健康な生活を守らなければなりません。

そこで、葆光会藤美苑としては、ともに働く職員の皆様が、お互い安心して業務に従事できるよう、ここに「行動指針」を作りました。

2 基本的な考え方

- ◆施設を利用されるお年寄りの健康と大切な命を守るために
- ◆ご利用されている方のご家族や地域の方の信頼と安心を守るために
- ◆感染者及び濃厚接触者等の人権や個人のプライバシーを守るために

3 職員の行動指針

〈衛星・健康管理〉

- ・日頃からこまめなうがい・手洗いなど、スタンダードプリコーションを徹底しましょう。
- ・検温を習慣化し、毎朝出勤前と出勤時に検温をしましょう。**37.1度以上**の場合は所属上司に連絡相談しましょう。
- ・業務上常にマスクを着用しましょう。特に風邪症状のある方については施設外でも必ず着用しましょう。
- ・規則正しい生活(睡眠・食事等)を心がけ、自身の免疫力を高めましょう。

〈通勤・移動〉

- ・電車・バス等、公共交通機関で通勤される方は、移動中のマスク着用、その後うがい・手洗い・手指消毒等を徹底しましょう。
- ・自家用車での通勤の方も、移動後のうがい・手洗い・手指消毒等を徹底す

- るとともに、自家用車内の衛星管理に心がけましょう。
- 国や自治体からの要請により不要不急な外出は厳に自粛し、常に、緊急性(いましかない)・代替性(これしかない)・必要性(やるしかない)などを考慮して、感染のリスクを極力引き下げるように心がけてください。
 - 不特定多数の方が集まるような集会・イベント等への参加は、原則として禁止。
 - 毎日の行動等(いつ・どこで・だれと・なにを)を把握しましょう。

〈自宅等での過ごし方～中高生及び帰省者の対応〉

- 上記のことについては、自宅等において同居するご家族等においても、同様に守っていただき、共に感染拡大を防止する意識を共有して下さい。
- 学校等の臨時休業に伴い、家族がこれまで以上に多くの時間を自宅等で過ごすことは、親子にとって良いこともあります。これが長く続けば徐々にストレスになってくると思います。特に、中高生などは交友関係や行動範囲も広がりますので、外出したくなることもあるかと思いますが、慎んだ行動がとれるよう、ご指導をお願いいたします。
- ご自身又は同居のご家族の中に疑わしい又は、感染の症状がある場合は相談センター(各保健所)へ連絡しましょう。

4 法人・施設の取り組み

〈会議・ミーティング等〉

- 施設内で行う業務上必要な会議等については、短時間で効率よく行えるよう留意してください。
- 適宜換気し、座席の間隔をあけるなど、「3密(密閉・密集・密接)」にならないよう留意してください。
- 外部研修や外部の会議等についても不要不急でないものについては原則禁止です。

〈労務管理〉

- 「新型コロナウイルスに係る特別有給休暇の取り扱いについて」
今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、感染者・濃厚接触者等となり、保健所等の指導により出勤を停止するなどした際はその感染経路等諸事情を考慮し「特別有給休暇」を決定する場合があります。

5 基本的人権の尊重と個人情報の保護

〈感染者及び濃厚接触者について〉

- 感染者及び濃厚接触者となった方は、自身の健康・生命に対する不安や恐怖に加え、心無い風評などによって罪悪感や疎外感を強く感じています。精神的に大きなストレスを感じながらの隔離された生活は想像を絶するものです。
- 感染者及び濃厚接触者が身近で確認された場合、感染症の拡大防止対策を講ずるとともに、「精神的なケア」を施すことによってその負担を軽減する必要があります。
- 感染者及び濃厚接触者を、あらぬ風評被害から守ることは、私たちの責務でもあります。

〈個人情報の保護・伝達・共有〉

- 正しく、速やかに、必要な情報が伝えられなければ、感染の拡大を防ぐことはできませんが、公開できる個人情報は、プライバシーの保護に配慮されなければなりません。
- 私たちが業務上知りえた情報であっても、他者に伝達・共有できる情報は、一般に公開されている情報の範囲内でなければなりません。(県、市の発表の範囲)
- 仮に同意を得た上での情報開示であっても、その情報から他者のプライバシーを侵害する可能性のある情報については開示できませんので、十分に配慮してください。

6 感染拡大を防ぐために

〈正しい情報で、正しく恐れる〉

- 世界中に感染が拡大している現在、報道の多くは「新型コロナウイルス関連」のものです。テレビやインターネット、SNS 等、様々な媒体で氾濫している情報の中には、当然正しくないものも含まれます。正しい情報で正しく恐れていく必要があります。

〈迅速な情報・共有と拡大防止に向けた対応〉

- 報告・連絡・相談が、一日遅れただけで感染の拡大は進んでしまいます。できる限り早い段階での情報伝達・共有と迅速な感染拡大防止に向けた対応が必要となります。
- 身近なところで感染や感染の疑いが確認できた時には、十分に個人情報に配慮しながらも、速やかに所属長等へ報告・連絡・相談をして下さい。

以上のことは、福祉施設職員としての行動指針であるとともに、今や全国民が守るべき一般的な内容を多く含みます。

職員の皆様はもとより、同居されているご家族様等にもご理解ご協力をいただき、施設内での感染拡大防止はもとより、一丸となってこの危機を乗り越りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

7 その他

別添参考資料

学校等で新型コロナ発生の場合職場が高齢者施設
ということを鑑み可能な限り水際対策として下記
の対応をする。

(記)

- ◆同居の子供さんの保育園・幼稚園・学校にてコロナ感染者が発生した場合、明らかに濃厚接触者に該当しないことが確定しているのであれば特に出勤は通常通りとするが、そうでなければまずは 2 日程度で濃厚接触者に該当する場合は保健所より連絡があるのでそれまでは出勤お休みとする。(※通常保育園・幼稚園・学校等はどの学年の生徒か又は教師かといった特定の発表は個人情報観点から名古屋市の場合は公表しないため、高齢者施設に勤務していることを考慮し原則休みとし様子見とする。)その後濃厚接触者に該当せず特に体調にも問題なければ出勤可。
- ◆県内に緊急事態宣(自粛要請)が出ている場合(現在は第 3 波に対する宣言中)は、同居家族が 37.5 度以上熱発した場合は、念のため服薬もしくは受診し解熱(37.0 度以下)すれば出勤可。
尚、緊急事態宣言期間でない場合は、今までのインフルエンザ対応と同様とし、出勤は可能とするが出勤中も定期的に検温を実施し、37.1 度以上の熱発や体調変化があればすぐに退勤とする。